

監理技術者等の従事期間の大幅な緩和についての一部改正

[令和8年1月]

当省発注の防衛施設整備工事において、入札公告等に求める、配置予定技術者の実績における従事期間を令和7年1月に『現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。』として緩和したところ、現場施工期間の定義が明確ではなかったため、改めてお知らせするものです。

【これまでの記載振り】

企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績（規模は求めない）とし、現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。

（現場施工期間とは契約期間のうち準備工事期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。）

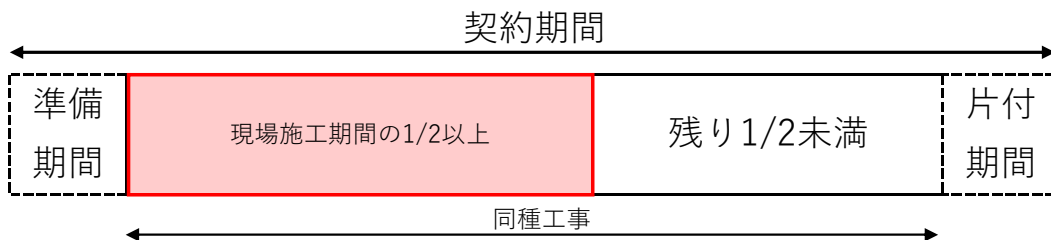


【今回改正】

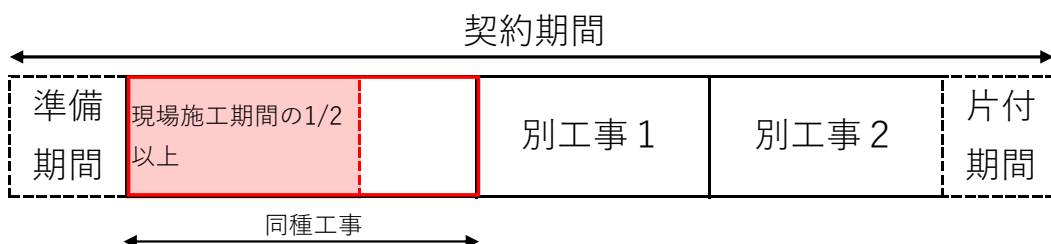
企業に求める施工実績は発注する工事の60%程度、監理技術者等に求める施工実績は施工業種の実績（規模は求めない）とし、**当該工事の現場施工期間の1/2以上の期間の経験を有していること。**

（現場施工期間とは**求める同種工事についてのものであり、契約工期のうち準備工期間、工事完成検査後の後片付け等のみが残っている期間及び同種工事以外の工事の期間を除いた期間**をいう。）

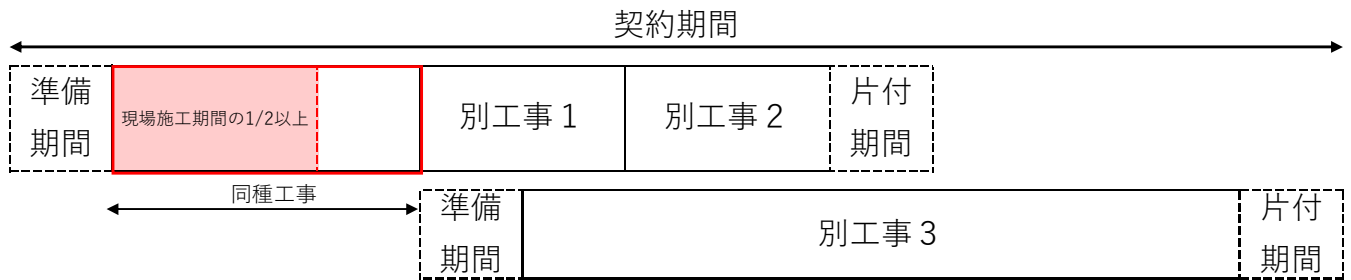
参考例 1



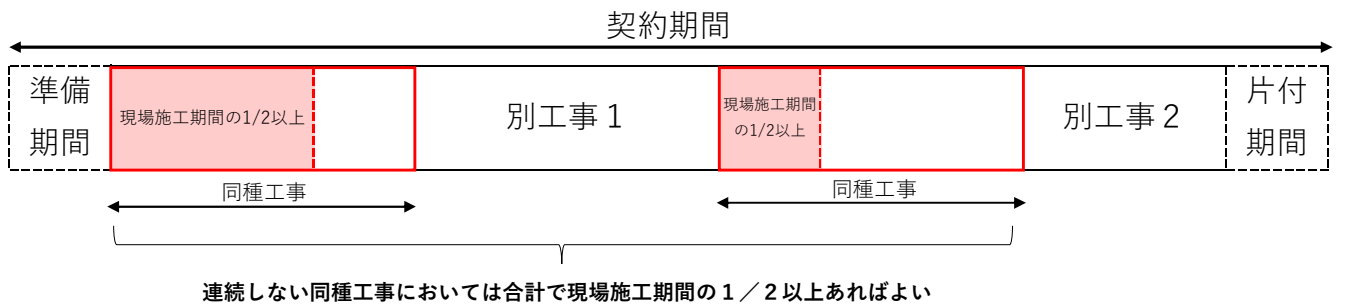
参考例 2



参考例 3



参考例 4



【適用時期】

令和8年1月9日以降に入札公告を行う建設工事を対象に適用します。

防衛省 整備計画局建設制度官

契約審査班 03-3268-3111（内線）36443、36448